

県産日本酒等需要拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により落ち込んだ県産日本酒等の需要拡大を図るため、製造業者で組織される団体が県産日本酒等の需要拡大や消費喚起を目的とした販路開拓事業を行う際に要する経費について、予算の範囲内において、県産日本酒等需要拡大支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、「製造業者で組織される団体」とは、県内に事業所を有し、県産日本酒等を製造する業者で構成された団体(以下、「団体」という)及びその構成員(以下、「構成員」という)をいう。

2 この要綱において「県産日本酒等」とは、県内で産出された米を原料とした日本酒等の加工品をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

- (1) 県産日本酒等の販売促進活動を行うこと。
- (2) 当事業により需要拡大が図られる商品が、県内で製造されること。
- (3) 事業実施期間内に一定の事業成果が見込まれること。

2 補助金の交付対象となる事業の内容、補助率及び経費等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(事業の実施期間)

第4 この事業の実施期間は、原則として交付決定日から交付決定年度の2月末日までとする。

(交付の申請)

第5 本要綱に基づき、補助事業を実施しようとする団体は、交付申請書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 本要綱に基づき、補助事業を実施しようとする構成員は、所属する団体と調整を行った上で、知事宛での交付申請書を作成し、所属団体に提出するものとする。提出を受けた団体は、交付申請書の内容を確認のうえ、知事に提出するものとする。なお、団体は構成員と協議し、交付申請書の内容の変更を求めることができる。

3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

4 団体及び構成員は、前項の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

5 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業計画書(別記様式第1号－別紙1)
- (2) 事業費積算明細書(別記様式第1号－別紙2)
- (3) 事業スケジュール(別記様式第1号－別紙3)

- (4) 米の取引状況(別記様式第1号—別紙4)
- (5) 販売促進を図る主な商品一覧(別記様式第1号—別紙5)
- (6) 販売促進活動に係る実績(別記様式第1号—別紙6)
- (7) 暴力団排除に関する誓約書(別記様式第1号—別紙7)
- (8) 団体の規約
- (9) 直近3期分の決算報告書の写し
- (10) 登記事項証明書[法人の場合]
- (11) 納税証明書(全ての県税)
- (12) その他知事が必要と認める書類

6 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

7 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付の決定)

第6 知事は、補助金の交付決定にあたっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査方法については、別に定める。

2 知事は、第5の規定による補助金の交付申請があった場合、前項の規定による審査結果を参考に、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

3 同一事業内容において、他補助事業と併用で本補助事業の交付決定を受けることはできない。

4 知事は、交付決定にあたって、第5第4項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、当該申請に係る補助対象経費から当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

5 知事は、第5第4項ただし書の規定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定時において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業の変更)

第7 補助事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはその限りではない。

- (1) 補助対象経費の30%以内の変更である場合
- (2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の中止又は廃止)

第8 補助事業者は、補助事業を中止若しくは廃止又は他に継承させようとするときは、あらかじめ別記様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときには、速やかに、別記様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業実績書(別記様式第5号―別紙1)
- (2) 事業費支出明細書(別記様式第5号―別紙2)
- (3) 補助事業用帳簿(別記様式第5号―別紙3)
- (4) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第11 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第7号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の提出等)

第13 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、それぞれ農政部食産業振興課に提出するものとする。

(成果の発表)

第14 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができるものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月21日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

別表1(補助限度額及び補助率等)

補助限度額	補助率
補助上限額 2,000千円 (下限なし)	定額補助 10/10

別表2(事業の経費)

経費項目	具体的な内容
謝金	事業を実施するために直接必要な専門的知識の提供等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費
旅費	事業を実施するために直接必要な活動や外部専門家等の指導に要する交通費, 宿泊料
販売促進活動費	○ノベルティ製作費, ポスター・パンフレット等の制作費, 資材購入費, 送料(運搬費), 広告料などのPR経費 ○イベント企画運營業務委託料, イベントによる警備・誘導等委託料 ○事業を実施するために直接必要な会場等借用料, 電気増設工事等オプション費, 機械リース料
庁費	消耗品費, その他知事が適当と認める経費